

## 求職活動状況申立書

児童名	歳	在園・申込（待機の方も含む）
-----	---	----------------

1	現在の活動状況	<input type="checkbox"/> 求職活動を行っている。（在園の方）	下記2及び3を確認できる書類 又は裏面(1)直近3ヶ月の求職活動状況をご記入ください。
		<input type="checkbox"/> 入所後に活動を開始する予定である。（申込及び待機の方）	裏面(2)入園後の就職活動計画をご記入ください。
2	求職活動の方法	求職活動を行っている方のみ、当てはまる□にチェックを入れてください。（複数回答可） <input type="checkbox"/> ハローワークに行っている。（週 回程度） <input type="checkbox"/> 職業訓練に申し込んでいる。（在学中は就学の認定です） <input type="checkbox"/> 採用試験を受けている。 <input type="checkbox"/> チラシ・インターネットで求人情報を検索している。 <input type="checkbox"/> その他（ ）※（ ）内は要記入です。	
3	求職活動中であることを確認できる書類	<input type="checkbox"/> 書類あり（書類添付）	<input type="checkbox"/> 就職あっせん機関登録画面 <input type="checkbox"/> 雇用保険受給者資格証 <input type="checkbox"/> その他（ ）
		<input type="checkbox"/> 書類なし	
<p>この申立書の内容に相違ないことを申し立てます。</p> <p>保育所に入所した場合、入所3ヶ月以内に週4回以上、1日4時間以上の就労を開始し、保育を必要性とする証明書を提出します。（但し、継続の方は1ヶ月以内です。）</p> <p>なお、就労を開始しなかった場合及び保育を必要とする証明書を提出しなかった場合は、保育園を退所させられても異議はありません。</p> <p>住 所 三宅村 _____</p> <p>申立者氏名 _____ 印</p> <p>電 話 _____</p> <p>※求職活動中の方も支給認定期間は入園希望月から3ヶ月です。支給認定期間の終了と共に保育園の入園申し込みも無効になります。なお、支給認定期間終了後も継続して利用を希望する場合は、この求職活動状況申立書と支給認定変更届出書及び認定証の提出が必要になります。</p>			

**【問い合わせ先】 三宅村福祉健康福祉係 電話：5-0902（直通）**

## 求 職 活 動 内 容

月	週	(1) 直近3ヶ月の求職活動内容 (在園の方)
(例)		H〇〇. 〇. 〇    〇〇会社 面接応募 H〇〇. 〇. 〇    △△会社 面接
先々月	1週目	
	2週目	
	3週目	
	4週目	
先月	1週目	
	2週目	
	3週目	
	4週目	
今月	1週目	
	2週目	
	3週目	
	4週目	

月	週	(2) 入園後の求職活動計画 (申込・待機の方)
(例)		H〇〇. 〇. 〇    〇〇会社 面接予定 H〇〇. 〇. 〇    △△会社 面接
今月	1週目	
	2週目	
	3週目	
	4週目	
来月	1週目	
	2週目	
	3週目	
	4週目	
再来月	1週目	
	2週目	
	3週目	
	4週目	